



交通安全

おのみち通信

なくそう交通事故

アンダー

60 ↓ 作戦

自転車運転中の交通事故に注意を！

尾道警察署管内では、令和6年から令和7年5月5日現在、夜間、自転車運転中の単独による交通死亡事故が3件発生しています。

日没後は視界が悪くなり、昼間よりも慎重な運転を心がける必要があります。

○自転車は「車両」です。

○自動車と同じように交通ルールを守らなければいけません。

①	令和6年	8月3日	午後9時台	土	市道	因島重井町	自転車	70代(死亡)	単独
②	令和7年	2月21日	夜間	金	市道	因島重井町	自転車	60代(死亡)	単独
③	令和7年	5月4日	夜間	日	市道	瀬戸田町鹿田原	自転車	40代(死亡)	単独

自転車を利用される皆様へ

自転車の交通違反の罰則強化！

道路交通法が改正され、令和6年(2024年)11月1日から自転車の交通違反に対する罰則が強化されました。

運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が罰則の対象となりました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

禁止



酒気帯び運転・幫助

自転車の酒気帯び運転が罰則の対象となりました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車を運転する人に酒類を提供すること、
飲酒運転の自転車に同乗すること、飲酒運転
をするおそれのある人に自転車を提供すること
について、罰則の対象となりました。

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

禁止



禁止



広島県警察

令和4年改定

自転車安全利用五則を守ろう！

① 車道が原則、左側を通行 ② 交差点では信号と歩道は例外、歩行者を優先 一時停止を守って、安全確認



③ 夜間はライトを点灯



④ 飲酒運転は禁止



⑤ ヘルメットを着用



令和4年11月1日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定より



広島県警察